

青森市職員グループウェア広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森市職員が行政事務で使用する職員端末上で稼働するグループウェアシステムに掲載する広告（以下「グループウェア広告」という。）に関し、青森市広告取扱要綱（平成17年6月28日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を下記により定めるものとする。

(広告の規格、数量及び掲載位置)

第2条 広告の規格および掲載位置については、次のとおりとする。

(1) 掲載するシステム

グループウェアシステム

※電子掲示板、電子メール及びスケジュール管理等の機能を有する庁内情報共有ツール

(2) 利用ユーザー

約2,000名

(3) 掲載位置

グループウェアシステムのトップポータル画面

(4) 規格

サイズ : 1枠あたり縦300ピクセル、横600ピクセル

ファイル形式 : JPEG、PNG、GIF

(5) 募集枠

4枠

※広告掲載者の決定後、決定した広告掲載者から順に広告枠を選択するものとする。

※広告枠の募集及び申込状況は市ホームページに掲載する。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1か月を単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12ヵ月とする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、グループウェアシステムの更新やメンテナンス等で、広告を閲覧することができない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。

3 広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の1日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の末日とする。

(広告の申込み)

第5条 要綱第5条第1項の規定による広告掲載の申込みは、掲載希望月の前々月末日までに行うものとし、次に掲げる書類等の提出を受けるものとする。ただし、受付の順序に従って、第2条に規定する募集枠の範囲を満たす広告掲載の申し込みがあったときは、申込受付期間の満了前であっても受付を終了することができる。

- (1) 青森市職員グループウェア広告掲載申込書（様式第1号）
- (2) 版下原稿（紙媒体及び電子媒体）
- (3) 広告主の事業の概要がわかる書類
- (4) 税情報確認同意書又は納税証明書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(掲載内容の審査等)

第6条 要綱第5条第2項の審査、決定及び通知は、総務部がこれを行う。

- 2 広告データが各種法令、要綱、本要領に違反している、あるいはそのおそれがあると判断した場合は、いつでも広告掲載者に対して広告画像の修正を求めることができるものとする。
- 3 要綱第5条第2項の通知は、青森市職員グループウェア広告掲載決定通知書（様式第2号）又は青森市職員グループウェア広告非掲載決定通知書（様式第3号）により行う。

(掲載料の納入等)

第7条 要綱第6条第1項の規定による料金の納入は、要綱第5条第2項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。

- 2 前条第2項の広告画像の修正を求めたときは、修正が完了するまでの間、広告掲載を停止し、停止期間中の広告料は返還しない。
- 3 市がグループウェアシステムの利用を終了した場合は、要綱第6条第2項ただし書に該当すると認め、広告掲載者に通知の上で、広告掲載期間の残月数に応じた当該広告掲載に係る料金を還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 要綱第7条第1項第3号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態の解消することを求めて行うものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載データの提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- (3) その他グループウェア広告掲載上、支障があると認めるとき。

(広告内容等の変更及び修正)

第9条 第6条第3項に基づき通知した広告期間中において、広告データの変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日までに電子メールにて総務部情報管理課まで送付し、電話による受信確認を行うこととする。広告データについて確認を行った後、各月1日に広告画像の変更を行うこととする。変更の希望がない場合は、前月の広告データを継続して掲載する。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和7年10月1日から実施する。